

意匠分類記号	意匠分類の名称
H1 - 521	箱開閉器

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」	
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品	
H1 - 521	全	箱開閉器	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
押しボタンスイッチ	押しボタン開閉器		
定義			
<p>主として電動機の開閉に用いられるものであって、スイッチ、電流計、パイロットランプ等を金属箱の中に装置したものを分類する。電流計、パイロットランプ等が装置されていないものも含む</p> <p>箱開閉器は電気用品取締法にいられている用語であって、ふつうには金属箱開閉器、配電箱とよばれている。 - 電気工事用語事典 -</p>			
登録 429385-003 「開閉器」 	登録 401540 「配電箱」 	登録 311113 「開閉器」 	登録 340347 「開閉器」 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
過去に分類した物品の名称			
箱開閉器			